

八王子市教育委員会 殿

学校名 八王子市立浅川中学校
校長氏名 市場 陽一郎 公印

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

このことについて、八王子市立学校の管理運営に関する規則第16条により、学校教育法施行規則第140条の規定に基づく、特別支援教室による指導を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

学校の教育目標を受けて、以下の目標を設定する。

(1) 自立活動の目標

自己の能力や特性を理解し、自身の困難さを改善・克服するために自ら考え行動する力を育てる。

(2) 在籍学級と特別支援教室での指導との関連

生徒の生活の場となる在籍学級で活かせる力を身に付け、自己の能力を自分の将来や周りの人のために役立てようとする心を育てる。

2 教育目標を達成するための基本方針

- (1) 特別支援教室担当教員と学級担任が連携し、生徒一人ひとりに応じた支援を行うために、生徒の実態把握と定期的な情報共有を行う。
- (2) 連携型個別指導計画を作成し、生徒の実態に合わせた指導目標や手だてを計画・実行する。また、学期ごとに評価を行い、適切な指導ができるよう改善を図る。
- (3) 学校生活支援シートを活用し、対象生徒に関わる関係者（医療、福祉など）と支援の方針や目標を共有し、役割分担を明確にする。
- (4) 個に応じた支援や特別支援教室で使用する教材が、在籍学級の学習や生活に役立てられているか、実態把握に努める。
- (5) 生徒一人ひとりの課題を適切に把握できるよう、特別支援教室担当教員は研修などに参加し、特別支援教育に関する専門性の向上に努める。

3 指導の重点

- (1) 生徒が安心して自己表現できる環境づくりに努め、自己の特性と上手く付き合う方法を習得させる。（自己理解・自己肯定感）
- (2) 「できた」という経験を大切に、自ら「やってみよう」と思えるよう、学習内容を工夫する。（達成感・主体性）
- (3) 自己理解や他者理解、ソーシャルスキルに関する指導を通して、適切な対人関係スキルを身に付けるための支援を行う。（コミュニケーション・援助要請）

4 その他の配慮事項

- (1) 月・週・1日あたりの授業時数は、生徒の実態に応じて柔軟に編成する。
- (2) 必要に応じて専門機関と連携し、専門家の指導・助言を指導に役立てる。
- (3) 拠点校として、毎週巡回校専門員との情報共有を行う。巡回校ごとに予定と生徒情報を共有し、連携を図るとともに、円滑な教室運営を行う。